

## 広島県公安委員会告示第 62 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 19 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
4 P05 97	告示の日 (令和 6 年 9 月 19 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	Pネオモンスター ハウスAL	株式会社竹屋 代表取締役 梁川 誠市 (愛知県春日井市美濃町二 丁目 98 番地)	左同
4 P07 07	同上	同上	Pネオモンスター ハウスLML 2	同上	左同
4 P08 81	同上	同上	PシャカRUSH Z 1	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 (愛知県春日井市桃山町一 丁目 127 番地)	左同
4 P06 87	同上	同上	PToLOVER ダークネスL9Y Z 4	株式会社平和 代表取締役 嶺井 勝也 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同
4 P09 17	同上	同上	Pえとたま 2MY	株式会社メーシー 代表取締役 湯澤 哲 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビルA棟)	左同